

企業経営に資する知的財産契約

営業秘密・ノウハウの保護管理・活用 —知的財産契約における営業秘密・ノウハウを考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

1. 知的財産・知的財産権としての営業秘密
2. 不正競争防止法による営業秘密の保護
3. 企業経営における営業秘密・ノウハウの位置づけ
4. 営業秘密・ノウハウに関する経営戦略
5. 営業秘密・ノウハウの管理
6. 営業秘密・ノウハウの取扱い基準
7. 営業秘密・ノウハウの活用

まとめ

はじめに

現在、わが国においては、企業の持続的発展、それに基づいた国の国際的競争力等の観点から知的財産を重視した諸施策が積極的に推進されている。すなわち、知的財産基本法の制定、知的財産推進計画の実施等である。

知的財産施策は、情報に関する知的財産制度の設計とその運用である。知的財産施策において重要な位置を占める「営業秘密」が「知的財産基本法」により知的財産、知的財産権として認知されたことは、極めて重要な意味を有する。

なお、営業秘密については、法的・実務的問題が多様に存在する。

1. 知的財産・知的財産権としての営業秘密

知的財産・知的財産権とは何かについては、従来多様な考え方があったが、平成15年3月1日

に施行された知的財産基本法の第2条において、知的財産（Intellectual Property）・知的財産権（Intellectual Property Right）が、それぞれ定義された。

知的財産基本法制定以前においては、知的財産・知的財産権とは認知されていなかった営業秘密が、同法第2条により「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」として知的財産として、また、「法律上保護される利益に係る権利」として知的財産権として認知された。

2. 不正競争防止法による営業秘密の保護

企業経営・企業活動においては、常にイノベーション活動・知的創造活動が行われ知的財産が創出される。そして営業秘密・ノウハウは重要な知的財産である。

また、昨今における企業経営においてはリーガルリスク・マネジメントが重要である。リーガルリスク・マネジメントの観点から極めて重要な問題に企業機密の保護・管理の問題がある。企業機密は法的保護制度として、不正競争防止法があり、不正競争防止法はその第2条6項で営業秘密として規定している。

(1) 営業秘密の定義（第2条6項）

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

(2) 保護の趣旨

最近の技術革新の進展や経済のソフト化、サービス化は、技術ノウハウや顧客リスト、販売マニュアルといった企業秘密の財産的な価値を高めてきている。そこで、不正競争防止法は、他社の企業秘密を窃取するなど、不正な手段により営業秘密を取得したり、不正に取得した営業秘密を使用したりする行為を禁止している。

(3) 保護の要件

営業秘密は、以下の3つの要件を満たしていることが必要である。

① 秘密として管理されていること（秘密管理性）

これは、保有者が主観的に秘密として管理しているという意味でなく、客観的に従業員や外部者などから秘密として管理していると認められる状態にあることをいう。

② 事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること（有用情報性）

具体的には、設計図、製法、マニュアルなどをいうが、「有用」もまた保有者の主観によって判断されるのではなく、客観的にみて、当該情報が現に保有者の使用、利用により経営効率の改善等事業活動に役立つものという意味である。

③ 公然と知られていないこと（非公知性）

これは、保有者の管理下以外では、一般的に入手することができない状態をいう。保有者以外の者が知っていても、秘密保持義務を負わされている状態にあれば、保有者の管理下にあるといえる。

「営業秘密」は、実務的には、ノウハウ（Know-How）、トレードシークレット（Trade Secret）と同義語である。